

令和7年度第3回（6月）幸田町教育委員会定例会 会議録

開会日時 令和7年6月3日（火） 午前 9時 2分

閉会日時 令和7年6月3日（火） 午前10時25分

場 所 幸田町役場 4階 401会議室

出席者 教育長 池田和博
委 員 中西雅俊
委 員 穂吉沙織
委 員 佐野康晴
委 員 浅井幸子

説明のため出席した職員

教育部長 山本晴彦、次長兼文化スポーツ課長 夏目守雄、
学校教育課長 加藤宏和、学校教育課学校指導担当課長 矢野功一、
学校教育課指導主事 清水弘人、同 村松悦子、同 鈴木圭太

会議録作成職員

学校教育課庶務・給食センター担当課長 夏目慎子

議事事項

第4号 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）に関する意見の聴取について

第5号 令和7年度幸田町教育委員会施策評価実施要領について

承認第5号 通学路の一部変更について

（議事の要旨等）

■第4号議案

令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）に関する意見の聴取について

学校教育課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

（質疑なし）

教育長 第4号議案「令和7年度幸田町一般会計補正予算（第1号）に関する意見の聴取について」の採決（挙手を求める）

委 員 挙手（全員）

教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第5号議案

令和7年度幸田町教育委員会施策評価実施要領について

学校教育課長	議案書等により説明
教育長	質疑を許可
佐野委員	要領中、第5「評価の調査期間」とは。
学校教育課長	前年度実施した事業を今年度評価するという意味。
教育長	第5号議案「令和7年度幸田町教育委員会施策評価実施要領について」の採決（挙手を求める。）
委 員	挙手（全員）
教育長	原案のとおり可決することを宣言

■承認第5号議案

通学路の一部変更について

学校教育課長	議案書等により説明
教育長	質疑を許可
穂吉委員	理由に記載してある「問題」とは、具体的に何か。
学校教育課長	通学路と近接した住民とのトラブルと聞いている。
教育長	承認第5号議案「通学路の一部変更について」の採決（挙手を求める）
委 員	挙手（全員）
教育長	原案のとおり可決することを宣言

幸田町教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年7月2日

教育長 池田 和博

委 員 浅井 幸子

会議録作成職員

学校教育課 庶務・給食センター担当課長

夏目 慎子